

議案第10号

桑名市組織条例及び桑名市子ども・子育て会議条例の一部改正について

桑名市組織条例及び桑名市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月20日提出

桑名市長 伊藤徳宇

桑名市組織条例及び桑名市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

(桑名市組織条例の一部改正)

第1条 桑名市組織条例（平成16年桑名市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の表社会基盤整備部の項に次の1号を加える。

(4) 土地区画整理に関すること。

第2条の表都市創造部の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

(桑名市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第2条 桑名市子ども・子育て会議条例（平成25年桑名市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第9条中「教育委員会事務局新たな学校づくり課」を「教育委員会事務局学校再編推進課」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

参考

(改正のあらまし)

令和8年4月の組織再編により、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 後	改 正 前
<p>桑名市組織条例（第1条関係） (事務分掌)</p> <p>第2条 部等の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>防災・危機管理課～産業振興部（略）</p> <p>社会基盤整備部</p> <p>(1) 公園及び緑地に関すること。</p> <p>(2) 道路、橋りょう及び河川に関すること。</p> <p>(3) 港湾その他土木に関すること。</p> <p><u>(4) 土地区画整理に関すること。</u></p> <p>都市創造部</p> <p>(1) 都市計画に関すること。</p> <p><u>削る</u></p> <p>(2) 住宅施策及び營繕に関すること。</p> <p>(3) 都市開発に関すること。</p> <p><u>(4) 建築指導及び開発指導に関すること。</u></p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部等の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>防災・危機管理課～産業振興部（略）</p> <p>社会基盤整備部</p> <p>(1) 公園及び緑地に関すること。</p> <p>(2) 道路、橋りょう及び河川に関すること。</p> <p>(3) 港湾その他土木に関すること。</p> <p>都市創造部</p> <p>(1) 都市計画に関すること。</p> <p><u>(2) 土地区画整理に関すること。</u></p> <p><u>(3) 住宅施策及び營繕に関すること。</u></p> <p><u>(4) 都市開発に関すること。</u></p> <p><u>(5) 建築指導及び開発指導に関すること。</u></p>
<p>桑名市子ども・子育て会議条例（第2条関係） (庶務)</p> <p>第9条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども未来部子ども未来課及び<u>教育委員会事務局学校再編推進課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第9条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども未来部子ども未来課及び<u>教育委員会事務局新たな学校づくり課</u>において処理する。</p>

議案第11号

桑名市情報公開条例の一部改正について

桑名市情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月20日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市情報公開条例の一部を改正する条例

桑名市情報公開条例（平成29年桑名市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「条例」の次に「若しくは桑名市議会会議規則（平成16年桑名市議会規則第1号）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第7条の規定は、この条例の施行の日以後の公文書の開示の請求について適用し、同日前の公文書の開示の請求については、なお従前の例による。

参考

(改正のあらまし)

公文書の不開示情報として、桑名市議会会議規則の定めるところにより、公にすることができないと認められる情報を追加するため、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 法令若しくは他の条例若しくは桑名市議会会議規則（平成16年桑名市議会規則第1号）の定めるところにより、又は実施機関が法律上従う義務を有する主務大臣等の指示により、公にすることができないと認められる情報</p> <p>(2)～(6) (略)</p>	<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 法令若しくは他の条例_____</p> <p>_____の定めるところにより、又は実施機関が法律上従う義務を有する主務大臣等の指示により、公にすることができないと認められる情報</p> <p>(2)～(6) (略)</p>

議案第12号

桑名市行政手続条例の一部改正について

桑名市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月20日提出

桑名市長 伊藤徳宇

桑名市行政手続条例の一部を改正する条例

桑名市行政手続条例（平成16年桑名市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項同号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧することができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条前段中「及び」の次に「第4項並びに」を加え、同条中「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第15条第3項及び第4項（これらの規定を改正後の第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

参 考

(改正のあらまし)

行政手続法の改正により聴聞等の通知に係る公示送達がデジタル化されることから、市の行政手続においても同様の措置を講ずるため、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「_____とき」とあるのは「_____とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項_____中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、_____「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び_____第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3号_____及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

議案第13号

桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月20日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年桑名市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表保育所の部歯科嘱託医の款人数割額の項中「440円」を「670円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

参考

(改正のあらまし)

保育所等に通う園児の口腔内の健康保持増進を目的として実施している年1回の歯科健診について、三重県の通知等により年2回実施することが求められているため、報酬額の改定を行うことに伴い、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 後		改 正 前		
別表（第2条関係）				
区分		報酬額		
(略)	(略)	(略)		
保育所	嘱託医	基 本 年額 219,200円 額	5月1日現在における園児数に670円を乗じて得た額	
		基 本 年額 219,200円 額	5月1日現在における園児数に <u>670円</u> を乗じて得た額	
歯科嘱託医		基 本 年額 219,200円 額	5月1日現在における園児数に <u>440円</u> を乗じて得た額	
(略)		(略)		
備考 (略)				

議案第14号

桑名市地域振興基金条例の廃止について

桑名市地域振興基金条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月20日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市地域振興基金条例を廃止する条例

桑名市地域振興基金条例（平成21年桑名市条例第8号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

参考

(廃止の理由)

基金の造成目的に応じた事業に活用し、残高が無くなることから、廃止するものであります。

議案第15号

桑名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

桑名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月20日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

桑名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年桑名市条例第74号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「この条例の施行の日から平成32年3月31日まで」を「当分」に、「平成32年3月31日までに」を「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなつた日から1年以内に当該研修を」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

参考

(改正のあらまし)

放課後児童健全育成事業における放課後児童支援員の資格要件について、放課後児童クラブの安定した運営を図るため、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 <u>当分</u> の間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（<u>その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなつた日から1年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。）</u>」とする。</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 <u>この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（<u>平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）</u>」とする。</u></p>

議案第16号

桑名市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

桑名市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月20日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

桑名市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年桑名市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第10条の見出し及び同条第1項並びに第13条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第16条第6号中「乳児、幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「係る利用定員」の次に「(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)」を加える。

第22条の次に次の1条を加える。

(設備及び職員の基準の特例)

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第26条後段を削る。

第27条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

参考

(改正のあらまし)

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める内閣府令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 後	改 正 前
<u>(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)</u> 第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けた者でなければならない。	<u>(乳児等通園支援事業者 の職員の一般的条件)</u> 第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けた者でなければならない。
<u>(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)</u> 第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 (略)	<u>(乳児等通園支援事業者 の職員の知識及び技能の向上等)</u> 第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 (略)
<u>(虐待等の禁止)</u> 第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	<u>(虐待等の禁止)</u> 第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
<u>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</u> 第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。 (1)～(5) (略) (6) _____ 利用定員 (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項 (8)～(11) (略)	<u>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</u> 第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。 (1)～(5) (略) (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員 (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに 利用に当たっての留意事項 (8)～(11) (略)
<u>(秘密保持等)</u> 第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 (略)	<u>(秘密保持等)</u> 第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 (略)

<p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員<u>（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）</u>の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p><u>（設備及び職員の基準の特例）</u></p> <p>第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。</p> <p>（準用）</p> <p>第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>（電磁的記録）</p> <p>第27条 乳児等通園支援事業者及び<u>その乳児等通園支援事業所の職員</u>は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができ</p>	<p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員<u>（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）</u>の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p><u>（設備及び職員の基準の特例）</u></p> <p>第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。<u>この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。</u></p> <p>（電磁的記録）</p> <p>第27条 乳児等通園支援事業者及び<u>その職員</u>は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができ</p>
---	---

きない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

きない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

議案第17号

桑名市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
桑名市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定めるものとする。
令和8年2月20日提出

桑名市長 伊藤徳宇

桑名市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

第3章 雜則（第33条・第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子ども立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況及び当該乳児等支

援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならぬ。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならぬ。

（心身の状況等の把握）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものとの額と特定乳児等通園支援費用基

準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担せざることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によつて明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者的心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受

け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第22条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要な事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要な事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるよう、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）

その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をう等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に

より事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雜則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを作成する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより

文書を作成することができるものでなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

（その他）

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

参考

(制定のあらまし)

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第18号

桑名市共同浴場条例等の一部改正について

桑名市共同浴場条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月20日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市共同浴場条例等の一部を改正する条例

(桑名市共同浴場条例の一部改正)

第1条 桑名市共同浴場条例（平成19年桑名市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中「小学生」の次に「及び義務教育学校前期課程の児童」を加える。

(桑名市長島ふれあい学習館条例の一部改正)

第2条 桑名市長島ふれあい学習館条例（平成17年桑名市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「中学生」の次に「及び義務教育学校後期課程の生徒」を加える。

(桑名市スター21条例の一部改正)

第3条 桑名市スター21条例（平成30年桑名市条例第63号）の一部を次のように改正する。

別表基本額イ 個人利用の表中「中学生」の次に「及び義務教育学校後期課程の生徒」を加える。

(桑名市陽だまりの丘生涯学習交流センター条例の一部改正)

第4条 桑名市陽だまりの丘生涯学習交流センター条例（平成30年桑名市条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表基本額イ 個人利用の表中「中学生」の次に「及び義務教育学校後期課程の生徒」を加える。

(桑名市六華苑条例の一部改正)

第5条 桑名市六華苑条例（平成30年桑名市条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「中学生」の次に「(義務教育学校後期課程の生徒を含む。)」を加え、同表備考第1項中「小学生」の次に「及び義務教育学校前期課程の児童」を加える。

(桑名市まちづくり協議会条例の一部改正)

第6条 桑名市まちづくり協議会条例（令和2年桑名市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「小学校区」の次に「及び義務教育学校区」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

参考

(改正のあらまし)

多度地区の小中学校を再編し、義務教育学校を設置することに伴い、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 後	改 正 前																		
<p>桑名市共同浴場条例（第1条関係） (利用料金)</p> <p>第6条 浴場を利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる基本額に利用する日における消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した利用料金を前納しなければならない。この場合において、利用料金に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>基本額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>深谷共同浴場 (さざれ湯)</td><td>大人 255円 小人（小学生及び義務教育学校前期課程の児童以下） 137円</td></tr> <tr> <td>松ヶ島共同浴場</td><td>大人 182円 小人（小学生及び義務教育学校前期課程の児童以下） 91円</td></tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略)</p>	名称	基本額	深谷共同浴場 (さざれ湯)	大人 255円 小人（小学生及び義務教育学校前期課程の児童以下） 137円	松ヶ島共同浴場	大人 182円 小人（小学生及び義務教育学校前期課程の児童以下） 91円	<p>(利用料金)</p> <p>第6条 浴場を利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる基本額に利用する日における消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した利用料金を前納しなければならない。この場合において、利用料金に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>基本額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>深谷共同浴場 (さざれ湯)</td><td>大人 255円 小人（小学生以下） 137円</td></tr> <tr> <td>松ヶ島共同浴場</td><td>大人 182円 小人（小学生以下） 91円</td></tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略)</p>	名称	基本額	深谷共同浴場 (さざれ湯)	大人 255円 小人（小学生以下） 137円	松ヶ島共同浴場	大人 182円 小人（小学生以下） 91円						
名称	基本額																		
深谷共同浴場 (さざれ湯)	大人 255円 小人（小学生及び義務教育学校前期課程の児童以下） 137円																		
松ヶ島共同浴場	大人 182円 小人（小学生及び義務教育学校前期課程の児童以下） 91円																		
名称	基本額																		
深谷共同浴場 (さざれ湯)	大人 255円 小人（小学生以下） 137円																		
松ヶ島共同浴場	大人 182円 小人（小学生以下） 91円																		
<p>桑名市長島ふれあい学習館条例（第2条関係） 別表第2（第13条関係）</p> <p>基本額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>プラネタリウム (1回の観覧につき)</th><th>大人（高校生以上）</th><th>277円</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>中人（中学生及び義務教育学校後期課程の生徒以下）</td><td>138円</td></tr> <tr> <td></td><td>小人（3歳以下）</td><td>無料</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 中人（中学生及び義務教育学校後期課程の生徒以下）で、桑名市内に在住する者については、無料とする。</p>	プラネタリウム (1回の観覧につき)	大人（高校生以上）	277円		中人（中学生及び義務教育学校後期課程の生徒以下）	138円		小人（3歳以下）	無料	<p>別表第2（第13条関係）</p> <p>基本額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>プラネタリウム (1回の観覧につき)</th><th>大人（高校生以上）</th><th>277円</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>中人（中学生以下）</td><td>138円</td></tr> <tr> <td></td><td>小人（3歳以下）</td><td>無料</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 中人（中学生以下）で、桑名市内に在住する者については、無料とする。</p>	プラネタリウム (1回の観覧につき)	大人（高校生以上）	277円		中人（中学生以下）	138円		小人（3歳以下）	無料
プラネタリウム (1回の観覧につき)	大人（高校生以上）	277円																	
	中人（中学生及び義務教育学校後期課程の生徒以下）	138円																	
	小人（3歳以下）	無料																	
プラネタリウム (1回の観覧につき)	大人（高校生以上）	277円																	
	中人（中学生以下）	138円																	
	小人（3歳以下）	無料																	
<p>桑名市スター21条例（第3条関係） 別表（第8条関係）</p>	<p>別表（第8条関係）</p>																		

基本額

ア 専用利用 (略)

イ 個人利用 (体育室の専用利用がないときにつき限る。)

体育室	中学生及び義務教育学校後期課程の生徒以下	1回 (2時間以内) 64円
	高校生及び一般	1回 (2時間以内) 138円

備考 (略)

桑名市陽だまりの丘生涯学習交流センタ一条例
(第4条関係)

別表 (第8条関係)

基本額

ア 専用利用 (略)

イ 個人利用 (体育室の専用利用がないときにつき限る。)

体育室	中学生及び義務教育学校後期課程の生徒以下	1回 (2時間以内) 64円
	高校生及び一般	1回 (2時間以内) 138円

備考 (略)

桑名市六華苑条例 (第5条関係)

別表第1 (第5条関係)

基本額

区分	個人	団体 (20人以上)	年間パスポート
一般	420円	1人につき 360円	1枚につき 3,000円
中学生(義務教育学校後期課程の生徒を含む。)	138円	1人につき 64円	

備考

1 小学生及び義務教育学校前期課程の児童以下は無料。ただし、付添いを要する。

2・3 (略)

桑名市まちづくり協議会条例 (第6条関係)
(定義)

基本額

ア 専用利用 (略)

イ 個人利用 (体育室の専用利用がないときにつき限る。)

体育室	中学生_____	1回 (2時間以内) 64円
	_____以下	

備考 (略)

別表 (第8条関係)

基本額

ア 専用利用 (略)

イ 個人利用 (体育室の専用利用がないときにつき限る。)

体育室	中学生_____	1回 (2時間以内) 64円
	_____以下	

備考 (略)

別表第1 (第5条関係)

基本額

区分	個人	団体 (20人以上)	年間パスポート
一般	420円	1人につき 360円	1枚につき 3,000円
中学生_____	138円	1人につき 64円	

備考

1 小学生_____以下は無料。ただし、付添いを要する。

2・3 (略)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 区域 小学校区及び義務教育学校区と同等と認められる範囲内において規則で定める区域をいう。

(2)～(4) (略)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 区域 小学校区_____と同等と認められる範囲内において規則で定める区域をいう。

(2)～(4) (略)

議案第19号

桑名市介護保険条例の一部改正について

桑名市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月20日提出

桑名市長 伊藤徳宇

桑名市介護保険条例の一部を改正する条例

桑名市介護保険条例（平成16年桑名市条例第122号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項」を「租税特別措置法第93条第2項」に改める。

附則に次の見出し及び5項を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

1 3 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この項から附則第16項までにおいて同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下この項において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下この項において同じ。）」とする。

1 4 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下この項において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額について、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下この項において同じ。）」とする。

1 5 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第

12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。) の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下この項において同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第二項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下この項において同じ。)」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

16 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

- (1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)
- (2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5(以下「別表第5」という。)の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- (3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

17 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

参考

(改正のあらまし)

令和7年度税制改正による計画期間中の想定しない保険料の収入不足を防ぐため、令和8年度の第1号保険料に限り、控除が従前のものとして保険料を算定する仕組みとなるよう、所要の改正を行う。
関係条文対照表

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>7 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項）に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>7 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項）に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>
<p><u>(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)</u></p> <p><u>1 3 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この項から附則第16項までにおいて同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）</u></p>	

(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下この項において同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下この項において同じ。)」とする。

14 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下この項において同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた

額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下この項において同じ。)」とする。

15 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下この項において同じ。)とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第二項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額をえた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下この項において同じ。)とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準

の特例)

1 6 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者

に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

17 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されてい る者とみなす。

議案第20号

桑名市宿泊施設誘致促進条例の一部改正について

桑名市宿泊施設誘致促進条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月20日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市宿泊施設誘致促進条例の一部を改正する条例

桑名市宿泊施設誘致促進条例（令和元年桑名市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「、増設又は移転（以下「新設等」という。）」を削り、同条第6号及び第7号を削る。

第3条中「新設等」を「新設」に改める。

第4条に次の1号を加える。

(3) 規則に定めるまちの賑わいを生み出す施設を設置していること。

第5条第1項中「新設等」を「新設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考

(改正のあらまし)

奨励措置の対象を拡充することにより、宿泊施設のさらなる誘致促進を行うため所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 取得額 一の施設の新設_____をするために必要な地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地（施設が操業又は営業を開始した日前3年以内に取得した土地に限る。）、家屋及び償却資産（以下「対象不動産」という。）の取得価格の合計額、又は対象不動産に係る固定資産税の評価額の合計額のいずれか低い額をいう。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 取得額 一の施設の新設、増設又は移転（以下「新設等」という。）をするために必要な地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地（施設が操業又は営業を開始した日前3年以内に取得した土地に限る。）、家屋及び償却資産（以下「対象不動産」という。）の取得価格の合計額、又は対象不動産に係る固定資産税の評価額の合計額のいずれか低い額をいう。</p> <p>(5) (略)</p>
<p>削る</p>	<p><u>増設 市内に宿泊施設を有する事業者が規模を拡大する目的で既存の宿泊施設を拡充することをいう。</u></p> <p><u>移転 市内に宿泊施設を有する事業者が市内の既存の宿泊施設を全部廃止し、新たに市内の他の場所に宿泊施設を設置することをいう。</u></p>
<p>(奨励措置)</p> <p>第3条 奨励措置は、宿泊施設の新設をした事業者に対し、奨励金の交付により行うものとする。</p>	<p>(奨励措置)</p> <p>第3条 奨励措置は、宿泊施設の新設等をした事業者に対し、奨励金の交付により行うものとする。</p>
<p>(奨励措置の対象)</p> <p>第4条 奨励措置の対象となる宿泊施設（以下「対象施設」という。）は、立地奨励金指定事業者及び施設のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、第1条に定める目的の達成に寄与するものであると市長が認めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 規則に定めるまちの賑わいを生み出す施設を設置していること。</u></p>	<p>(奨励措置の対象)</p> <p>第4条 奨励措置の対象となる宿泊施設（以下「対象施設」という。）は、立地奨励金指定事業者及び施設のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、第1条に定める目的の達成に寄与するものであると市長が認めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(指定の申請等)</p> <p>第5条 対象施設の新設をする事業者（以下「対象事業者」という。）のうち、奨励措置を</p>	<p>(指定の申請等)</p> <p>第5条 対象施設の新設等をする事業者（以下「対象事業者」という。）のうち、奨励措置を</p>

受けようとするものは、規則で定めるところにより市長に申請し、指定を受けなければならぬ。

2・3 (略)

受けようとするものは、規則で定めるところにより市長に申請し、指定を受けなければならぬ。

2・3 (略)

議案第21号

桑名市建築開発関係手数料条例の一部改正について

桑名市建築開発関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月20日提出

桑名市長 伊藤徳宇

桑名市建築開発関係手数料条例の一部を改正する条例

桑名市建築開発関係手数料条例（平成30年桑名市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改める。

別表第167の部中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同表68の部中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第2条関係）

マンションの再生等の円滑化に関する法律関係の手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	
		区分	金額
1 マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の59第1項の規定に基づく容積率又は各部分の高さに関する特例許可の申請に対する審査	要除却認定マンションの建替え等に係るマンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	1件につき	160,000円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

参考

(改正のあらまし)

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（改正後法律名 マンションの再生等の円滑化に関する法律）及び建築基準法施行令の改正により、手数料等を整備する必要が生じることから、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 後				改 正 前							
(手数料の種類及び金額)				(手数料の種類及び金額)							
第2条 手数料を徴収する事務の種類及びその金額は、次の各号に掲げるとおりとする。				第2条 手数料を徴収する事務の種類及びその金額は、次の各号に掲げるとおりとする。							
(1)～(4) (略)				(1)～(4) (略)							
(5) <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u> （平成14年法律第78号）関係の手数料別表第5に定める額				<u>(5) マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u> （平成14年法律第78号）関係の手数料別表第5に定める額							
(6)～(8) (略)				(6)～(8) (略)							
別表第1（第2条関係）											
建築基準法関係の手数料											
手数料を徴収する事務		手数料の名称		手数料の額							
		区分		区分							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
67	建築基準法施行令第137条の12第11項の規定に基づく建築物の用途の変更を伴わない大規模な模様替を行なう場合の修繕又は大規模の模様替を行なう場合の制限の緩和に係る認定申請手数料	建築物の用途の変更を伴わない大規模な模様替を行なう場合の修繕又は大規模の模様替を行なう場合の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき	27,000円	建築物の用途の変更を伴わない大規模な模様替を行なう場合の修繕又は大規模の模様替を行なう場合の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき	27,000円				
68	建築基準法施行令第137条の12第12項の規定に基づく建築物の形態の変更を伴わない大規模な模様替を行なう場合の修繕又は大規模の模様替を行なう場合の制限の緩和に係る認定申請手数料	建築物の形態の変更を伴わない大規模な模様替を行なう場合の修繕又は大規模の模様替を行なう場合の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき	27,000円	建築物の形態の変更を伴わない大規模な模様替を行なう場合の修繕又は大規模の模様替を行なう場合の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき	27,000円				

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																				
備考 (略)					備考 (略)																								
別表第5 (第2条関係)					別表第5 (第2条関係)																								
<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u> <u>関係の手数料</u>					<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法</u> <u>律関係の手数料</u>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">手数料を徴収する事務</th><th rowspan="2">手数料の名称</th><th colspan="2">手数料の額</th></tr> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 マンションの再生等の円滑化に関する法律第16条の59第1項の規定に基づく容積率又は各部分の高さに関する特例許可の申請に対する審査</td><td>要除却認定マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項の規定に基づく容積率又は各部分の高さの特例許可の申請手数料</td><td>1件につき</td><td>160,000円</td></tr> </tbody> </table>					手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額		区分	金額	1 マンションの再生等の円滑化に関する法律第16条の59第1項の規定に基づく容積率又は各部分の高さに関する特例許可の申請に対する審査	要除却認定マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項の規定に基づく容積率又は各部分の高さの特例許可の申請手数料	1件につき	160,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">手数料を徴収する事務</th><th rowspan="2">手数料の名称</th><th colspan="2">手数料の額</th></tr> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項の規定に基づく容積率又は各部分の高さの特例許可の申請手数料</td><td>要除却認定マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項の規定に基づく容積率又は各部分の高さの特例許可の申請手数料</td><td>1件につき</td><td>160,000円</td></tr> </tbody> </table>					手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額		区分	金額	1 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項の規定に基づく容積率又は各部分の高さの特例許可の申請手数料	要除却認定マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項の規定に基づく容積率又は各部分の高さの特例許可の申請手数料	1件につき	160,000円
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額																											
		区分	金額																										
1 マンションの再生等の円滑化に関する法律第16条の59第1項の規定に基づく容積率又は各部分の高さに関する特例許可の申請に対する審査	要除却認定マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項の規定に基づく容積率又は各部分の高さの特例許可の申請手数料	1件につき	160,000円																										
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額																											
		区分	金額																										
1 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項の規定に基づく容積率又は各部分の高さの特例許可の申請手数料	要除却認定マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項の規定に基づく容積率又は各部分の高さの特例許可の申請手数料	1件につき	160,000円																										

議案第22号

桑名市モーテル類似旅館建築規制条例の一部改正について

桑名市モーテル類似旅館建築規制条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月20日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市モーテル類似旅館建築規制条例の一部を改正する条例

桑名市モーテル類似旅館建築規制条例(平成16年桑名市条例第155号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める要件に該当する建築物については、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考

(改正のあらまし)

旅館業法の改正及び多様な宿泊形態の増加を踏まえ、規制の実効性を維持しつつ、適法かつ健全な宿泊施設の設置を促進するため、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(判定及び通知等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 市長は、前項に規定する判定に当たっては、 第11条に規定する桑名市モーテル類似旅館建 築審査会の意見を聴くものとする。<u>ただし、規 則で定める要件に該当する建築物については、 この限りでない。</u></p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(判定及び通知等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 市長は、前項に規定する判定に当たっては、 第11条に規定する桑名市モーテル類似旅館建 築審査会の意見を聴くものとする。_____</p> <p>_____</p> <p>3・4 (略)</p>

議案第23号

桑名市火災予防条例の一部改正について

桑名市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月20日提出

桑名市長 伊藤徳宇

桑名市火災予防条例の一部を改正する条例

桑名市火災予防条例（平成16年桑名市条例第163号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とする。

第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバ렐型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するものほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

参考

(改正のあらまし)

対象火気省令の一部改正に伴い、火災予防条例（例）が改正されたことを受け、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 後	改 正 前
<p><u>(簡易サウナ設備)</u></p> <p><u>第7条の2 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものという。)又はバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p>(1) <u>火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p>(2) <u>簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。</u></p>	
<p><u>(一般サウナ設備)</u></p> <p><u>第7条の3 一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)をいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p>(1) <u>(略)</u></p> <p>(2) <u>一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</u></p> <p>2 <u>前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3</u></p>	<p><u>(サウナ設備)</u></p> <p><u>第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p>(1) <u>(略)</u></p> <p>(2) <u>サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</u></p> <p>2 <u>前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3</u></p>

<p>条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。</p> <p>(住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第29条の7 桑名市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、<u>感震ブレーカー</u>その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(6)の2 簡易サウナ設備 (個人が設けるものを除く。)</u></p> <p>(7) <u>一般サウナ設備</u> (個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p>(7)の2～(15) (略)</p>	<p>条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。</p> <p>(住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第29条の7 桑名市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器_____その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>サウナ設備</u> (個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p>(7)の2～(15) (略)</p>
---	--

議案第24号

桑名市体育施設条例の一部改正について

桑名市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月20日提出

桑名市長 伊藤徳宇

桑名市体育施設条例の一部を改正する条例

桑名市体育施設条例（平成16年桑名市条例第186号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

桑名市スポーツ施設条例

第1条中「体育施設」を「スポーツ施設」に、「市民の体育」を「市民のスポーツ」に改める。

第2条中「体育施設」を「スポーツ施設」に改め、同条の表桑名市総合運動公園フットボール場の項の次に次のように加える。

桑名市総合運動公園屋内プール	桑名市大字播磨1584番地108
----------------	------------------

第3条の2、第3条の3第1項、第4条第1項、第5条、第8条第1項、第14条、第16条及び第17条第1項中「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

第18条の見出し中「体育施設」を「スポーツ施設」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「別表第9」を「第2条」に、「体育施設」を「スポーツ施設」に改め、同項第1号中「体育施設」を「スポーツ施設」に改め、同条第2項中「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

別表第1 休業日の表桑名市多度テニスコートの項中「ただし、12月28日までに申請をし、許可された場合は、この限りでない。」を削り、同表桑名市総合運動公園フットボール場の項の次に次のように加える。

桑名市総合運動公園屋内プール	火曜日 12月29日から翌年1月3日まで
----------------	-------------------------

別表第2 利用時間の表桑名市総合運動公園フットボール場の項の次に次のように加える。

桑名市総合運動公園屋内プール	午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日は午前9時から午後5時までとする。
----------------	---------------------------------------

別表第3 体育館関係施設基本額1 桑名市体育館の表中「中学生」の次に「及び義務教育学校後期課程の生徒」を加え、「水銀灯」を「照明」に改め、同表備考第1項及び第6項中「水銀灯」を「照明」に改める。

別表第3 体育館関係施設基本額2 桑名市多度体育センターの表中「中学生」の次に「及び義務教育学校後期課程の生徒」を加える。

別表第6 テニスコートの表中「中学生」の次に「及び義務教育学校後期課程の生徒」を加える。

別表第7 プール1 桑名市民プールの表中「中学生・小学生」を「小学生・中学生・義務教育学校生」に改める。

別表第9を削り、別表第8 多目的体育施設等の表を別表第9 多目的体育施設等の表とし、別表第7 プール2 桑名市長島B&G海洋センタープールの表の次に次の2表を加える。

3 桑名市総合運動公園屋内プール

区分		基本額
個人利用	大人（高校生以上）	1人1回700円
	小人（小学生・中学生・義務教育学校生）	1人1回350円
専用利用	メインプール	1レーン 1時間につき 5,000円（利用料別途）
		全レーン 1時間につき 20,000円（利用料込み）
	サブプール	全レーン 1時間につき 20,000円（利用料込み）
プールセッティング		1回につき 20,000円
トレーニングルーム	個人利用（高校生以上）	1人1回700円
多目的スタジオ	専用利用	1時間につき 3,000円
会議室		1時間につき 2,000円
多目的室		1時間につき 2,000円

外部更衣室		1時間につき 2,000円
音響		1時間につき 1,000円
冷暖房設備	多目的スタジオ	1時間当たり 500円
	会議室	1時間当たり 500円
	多目的室	1時間当たり 500円
	外部更衣室	1時間当たり 500円

備考

- 1 専用利用とは、プールを専用で利用する場合をいう。
- 2 専用利用の場合、桑名市民以外の者が利用する場合の使用料（冷暖房設備の使用料を除く。）は、それぞれの区分の使用料の2倍の額とする。
- 3 会議室において冷暖房設備を使用する場合の使用料は、各室ごとに徴収するものとし、使用する時間が1時間に満たない場合は1時間とみなす。
- 4 時間区分を超えて利用した場合の、その超える部分の使用料は、利用許可を受けた時間区分の次の時間区分の使用料によるものとする。ただし、超えた時間が当該時間区分の1/2以内の場合は、当該使用料の1/2の額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 5 利用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。
- 6 競技場の一部利用をする場合は、床面積を1/2の区分利用とし、その使用料は、当該使用料の1/2の額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第8 プール設備器具

名称	単位	基本額
スタート台	1台	1時間当たり 1,500円
バックストロークレッジ	1台	1時間当たり 1,500円
計時設備	1式	1日当たり 15,000円

備考

- 1 個人利用の場合は、貸与しない。
- 2 興業を直接の目的とする場合は、貸与しない。
- 3 計時設備は、大会利用時の貸与する。

附 則

この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第3 体育館関係施設基本額1 桑名市体育館の表、別表第3 体育館関係施設基本額2 桑名市多度体育センターの表、別表第6 テニスコートの表及び別表第7 プール1 桑名市民プールの表の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

参考

(改正のあらまし)

総合運動公園屋内プールの新設に伴い、名称、料金ほか必要事項を定めるため、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 後	改 正 前																		
桑名市スポーツ施設条例	桑名市体育施設条例																		
(目的)	(目的)																		
第1条 この条例は、桑名市 <u>スポーツ施設</u> （以下「 <u>スポーツ施設</u> 」という。）の設置及び管理について必要な事項を定め、もって <u>市民のスポーツ</u> 、レクリエーションの振興及び福祉の増進を図り、健康で文化的な市民生活の向上に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、桑名市 <u>体育施設</u> （以下「 <u>体育施設</u> 」という。）の設置及び管理について必要な事項を定め、もって <u>市民の体育</u> 、レクリエーションの振興及び福祉の増進を図り、健康で文化的な市民生活の向上に寄与することを目的とする。																		
(名称及び位置)	(名称及び位置)																		
第2条 <u>スポーツ施設</u> の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 <u>体育施設</u> の名称及び位置は、次のとおりとする。																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>桑名市総合運動公園フットボール場</td><td>桑名市大字播磨1584番地108</td></tr> <tr> <td>桑名市総合運動公園屋内プール</td><td>桑名市大字播磨1584番地108</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	(略)	桑名市総合運動公園フットボール場	桑名市大字播磨1584番地108	桑名市総合運動公園屋内プール	桑名市大字播磨1584番地108	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>桑名市総合運動公園フットボール場</td><td>桑名市大字播磨1584番地108</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	(略)	桑名市総合運動公園フットボール場	桑名市大字播磨1584番地108	(略)	(略)
名称	位置																		
(略)	(略)																		
桑名市総合運動公園フットボール場	桑名市大字播磨1584番地108																		
桑名市総合運動公園屋内プール	桑名市大字播磨1584番地108																		
(略)	(略)																		
名称	位置																		
(略)	(略)																		
桑名市総合運動公園フットボール場	桑名市大字播磨1584番地108																		
(略)	(略)																		
(休業日)	(休業日)																		
第3条の2 <u>スポーツ施設</u> の休業日は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。	第3条の2 <u>体育施設</u> の休業日は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。																		
(利用時間)	(利用時間)																		
第3条の3 <u>スポーツ施設</u> の利用時間は、別表第2のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。 2 (略)	第3条の3 <u>体育施設</u> の利用時間は、別表第2のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。 2 (略)																		
(利用の許可)	(利用の許可)																		
第4条 <u>スポーツ施設</u> を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。 2 (略)	第4条 <u>体育施設</u> を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。 2 (略)																		

<p>(専用利用)</p> <p>第5条 市長が公益上適當と認めたときは、<u>スポーツ施設</u>の全部又は一部を専用利用させることができる。</p> <p>(特別設備)</p> <p>第8条 <u>スポーツ施設</u>の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、<u>スポーツ施設</u>に特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用権の譲渡等の禁止)</p> <p>第14条 利用者は、<u>スポーツ施設</u>の利用許可を受けた目的以外に利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第16条 利用者が故意又は過失により<u>スポーツ施設</u>の施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適當でないと認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(目的外使用)</p> <p>第17条 第1条以外の目的で<u>スポーツ施設</u>を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定管理者によるスポーツ施設の管理)</p> <p>第18条 市長は、<u>第2条</u>に規定する<u>スポーツ施設</u>の管理について、次に掲げる業務を、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。</p> <p>(1) <u>スポーツ施設</u>の維持管理に関する業務</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2 前項の規定により、市長が指定管理者に<u>スポーツ施設</u>の管理を行わせる場合においては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(専用利用)</p> <p>第5条 市長が公益上適當と認めたときは、<u>体育施設</u>の全部又は一部を専用利用させることができる。</p> <p>(特別設備)</p> <p>第8条 <u>体育施設</u>の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、<u>体育施設</u>に特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用権の譲渡等の禁止)</p> <p>第14条 利用者は、<u>体育施設</u>の利用許可を受けた目的以外に利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第16条 利用者が故意又は過失により<u>体育施設</u>の施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適當でないと認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(目的外使用)</p> <p>第17条 第1条以外の目的で<u>体育施設</u>を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定管理者による体育施設の管理)</p> <p>第18条 市長は、<u>別表第9</u>に規定する<u>体育施設</u>の管理について、次に掲げる業務を、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。</p> <p>(1) <u>体育施設</u>の維持管理に関する業務</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2 前項の規定により、市長が指定管理者に<u>体育施設</u>の管理を行わせる場合においては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3・4 (略)</p>
---	--

別表（第3条の2関係）

第1 休業日

施設名	休業日
(略)	(略)
桑名市多度テニスコート	5月4日から5月5日まで 12月29日から翌年1月3日まで
(略)	(略)
桑名市総合運動公園フットボール場	火曜日。ただし、火曜日が祝日に当たるときは、その翌日以降の最初の平日 12月29日から翌年1月3日まで
桑名市総合運動公園屋内プール	火曜日 12月29日から翌年1月3日まで
(略)	(略)

別表（第3条の2関係）

第1 休業日

施設名	休業日
(略)	(略)
桑名市多度テニスコート	5月4日から5月5日まで 12月29日から翌年1月3日まで ただし、12月28日までに申請をし、許可された場合は、この限りでない。
(略)	(略)
桑名市総合運動公園フットボール場	火曜日。ただし、火曜日が祝日に当たるときは、その翌日以降の最初の平日 12月29日から翌年1月3日まで
(略)	(略)

別表（第3条の3関係）

第2 利用時間

施設名	利用時間
(略)	(略)
桑名市総合運動公園フットボール場	午前9時から午後5時まで。ただし、3月1日から10月31日までは午前6時から午後6時までとする。
桑名市総合運動公園屋内プール	午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日は午前9時から午後5時までとする。
(略)	(略)

別表（第3条の3関係）

第2 利用時間

施設名	利用時間
(略)	(略)
桑名市総合運動公園フットボール場	午前9時から午後5時まで。ただし、3月1日から10月31日までは午前6時から午後6時までとする。
(略)	(略)

別表（第9条関係）

第3 体育館関係施設

基本額

1 桑名市体育館

利用区分	時間区分	午前9時	午後1時	午後6時
		～正午	時～午後5時	時～午後9時
競技料等を徴収する	入場料一般	アマ	学校	1,790円
				2,500円
				3,580円
				3,590円
				5,010円
				7,160円

別表（第9条関係）

第3 体育館関係施設

基本額

1 桑名市体育館

利用区分	時間区分	午前9時	午後1時	午後6時
		～正午	時～午後5時	時～午後9時
競技料等を徴収する	入場料一般	アマ	学校	1,790円
				2,500円
				3,580円
				3,590円
				5,010円
				7,160円

ない	ツ				
場合	その他	11,950円	17,920円	23,900円	
入場料等を徴収する場合	アマチュア 一般 アスボーツ	3,590円 7,180円	5,010円 10,030円	7,160円 14,330円	
合	その他	23,900円	35,850円	47,810円	
個人利用	中学生及び義務教育学校後期課程の生徒以下	1回(2時間以内)	64円		
	一般	1回(2時間以内)	138円		
小体育室	アマチュア アスボーツ その他	学校(大学を除く。) 一般	660円 1,330円	930円 1,870円	1,340円 2,670円
	個人利用	中学生及び義務教育学校後期課程の生徒以下	1回(2時間以内)	64円	
	一般	1回(2時間以内)	138円		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
トレンジング室	個人利用	中学生及び義務教育学校後期課程の生徒以下	1回(2時間以内)	64円	
	一般	1回(2時間以内)	138円		
(略)	(略)	(略)			
照明	1時間当たり	480円(1時間に満たない場合は、1時間とみなす。)			

備考

- 1 桑名市民以外の者が利用する場合の使用料(冷暖房設備及び照明の使用料を除く。)は、それぞれの区分の使用料の2倍の額とする。
- 2～5 (略)
- 6 照明使用料は、競技場において半灯にした場合は、当該使用料の1／2の額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、個人利用には適

ない	ツ				
場合	その他	11,950円	17,920円	23,900円	
入場料等を徴収する場合	アマチュア 一般 アスボーツ	3,590円 7,180円	5,010円 10,030円	7,160円 14,330円	
合	その他	23,900円	35,850円	47,810円	
個人利用	中学生以下	1回(2時間以内)	64円		
	一般	1回(2時間以内)	138円		
小体育室	アマチュア アスボーツ その他	学校(大学を除く。) 一般	660円 1,330円	930円 1,870円	1,340円 2,670円
	個人利用	中学生以下	1回(2時間以内)	64円	
	一般	1回(2時間以内)	138円		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
トレンジング室	個人利用	中学生以下	1回(2時間以内)	64円	
	一般	1回(2時間以内)	138円		
(略)	(略)	(略)			
水銀灯	1時間当たり	480円(1時間に満たない場合は、1時間とみなす。)			

備考

- 1 桑名市民以外の者が利用する場合の使用料(冷暖房設備及び水銀灯の使用料を除く。)は、それぞれの区分の使用料の2倍の額とする。
- 2～5 (略)
- 6 水銀灯使用料は、競技場において半灯にした場合は、当該使用料の1／2の額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、個人利用には適

用しない。
7~10 (略)

2 桑名市多度体育センター

利用区分	時間区分		午前 8 時 30 分	午後 1 時 ~ 午後 4 時	午後 5 時 30 分
	~正午	後 4 時 ~ 午後 30 分	~午後 9 時 30 分	午後 9 時 30 分	
競技場	専用利用	720円	720円	720円	
	個人利用	64円	64円	64円	
	中学生及び義務教育学校後期課程の生徒以下				
	一般	138円	138円	138円	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

第6 テニスコート

施設名	基本額及び区分 (1面につき)		
(略)	(略)	(略)	(略)
桑名市総合運動公園テニスコート	一般	中学生及 び義務教 育学校後 期課程の 生徒以下	桑名市民 以外の者 が利用す る場合の 使用料は、 それぞれ の区分の 使用料の 2倍の額 とする。
	午前 6 時 ~午前 8 時	1,380 円	690円
	午前 9 時 ~午前 11 時	1,380 円	690円
	午前 11 時 ~午後 1 時	1,380 円	690円
	午後 1 時 ~午後 3 時	1,380 円	690円
	午後 3 時 ~午後 5 時	1,380 円	690円
	午後 5 時	2,080	1,040

用しない。
7~10 (略)

2 桑名市多度体育センター

利用区分	時間区分		午前 8 時 30 分	午後 1 時 ~ 午後 4 時	午後 5 時 30 分
	~正午	後 4 時 ~ 午後 30 分	~午後 9 時 30 分	午後 9 時 30 分	
競技場	専用利用	720円	720円	720円	
	個人利用	64円	64円	64円	
	中学生				
	以下				
	一般	138円	138円	138円	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

第6 テニスコート

施設名	基本額及び区分 (1面につき)		
(略)	(略)	(略)	(略)
桑名市総合運動公園テニスコート	一般	中学生 以外の者 が利用す る場合の 使用料は、 それぞれ の区分の 使用料の 2倍の額 とする。	桑名市民 以外の者 が利用す る場合の 使用料は、 それぞれ の区分の 使用料の 2倍の額 とする。
	午前 6 時 ~午前 8 時	1,380 円	690円
	午前 9 時 ~午前 11 時	1,380 円	690円
	午前 11 時 ~午後 1 時	1,380 円	690円
	午後 1 時 ~午後 3 時	1,380 円	690円
	午後 3 時 ~午後 5 時	1,380 円	690円
	午後 5 時	2,080	1,040

～午後 7 時	円	円	
午後 7 時	2,770	1,380	
～午後 9 時	円	円	
ロッカー使用 1 ボックス 1 回 92円			
(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

第7 プール

1 桑名市民プール

区分		基本額
個人利用	大人(高校生以上)	1人2時間まで370円。2時間を超える1時間ごとに185円
	小人(小学生・中学生・義務教育学校生)	1人2時間まで138円。2時間を超える1時間ごとに64円
	(略)	(略)

備考 (略)

3 桑名市総合運動公園屋内プール

区分		基本額
個人利用	大人(高校生以上)	1人1回700円
	小人(小学生・中学生・義務教育学校生)	1人1回350円
専用利用	メインプール	1レーン 1時間につき 5,000円 (利用料別途)
		全レーン 1時間につき 20,000円 (利用料込み)
	サブプール	全レーン 1時間につき 20,000円 (利用料込み)
プールセッティング		1回につき 20,000円
トランポリン	個人利用(高校生以上)	1人1回700円
ルーム		
多目的	専用利用	1時間につき 3,000円
スタジオ		
会議室		1時間につき 2,000円
多目的室		1時間につき 2,000円
外部更衣室		1時間につき 2,000円
音響		1時間につき 1,000円

～午後 7 時	円	円	
午後 7 時	2,770	1,380	
～午後 9 時	円	円	
ロッカー使用 1 ボックス 1 回 92円			
(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

第7 プール

1 桑名市民プール

区分		基本額
個人利用	大人(高校生以上)	1人2時間まで370円。2時間を超える1時間ごとに185円
	小人(中学年生・小学生)	1人2時間まで138円。2時間を超える1時間ごとに64円
	(略)	(略)

備考 (略)

		00円
冷暖房設備	多目的ス	1時間当たり 500
	タジオ	円
	会議室	1時間当たり 500
		円
	多目的室	1時間当たり 500
		円
	外部更衣室	1時間当たり 500
		円

備考

- 1 専用利用とは、プールを専用で利用する場合をいう。
- 2 専用利用の場合、桑名市民以外の者が利用する場合の使用料（冷暖房設備の使用料を除く。）は、それぞれの区分の使用料の2倍の額とする。
- 3 会議室において冷暖房設備を使用する場合の使用料は、各室ごとに徴収するものとし、使用する時間が1時間に満たない場合は1時間とみなす。
- 4 時間区分を超えて利用した場合の、その超える部分の使用料は、利用許可を受けた時間区分の次の時間区分の使用料によるものとする。ただし、超えた時間が当該時間区分の1/2以内の場合は、当該使用料の1/2の額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 5 利用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。
- 6 競技場の一部利用をする場合は、床面積を1/2の区分利用とし、その使用料は、当該使用料の1/2の額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第8 プール設備器具

名称	単位	基本額
スタート台	1台	<u>1時間当たり 1,500円</u>
バックストロ	1台	<u>1時間当たり 1,500円</u>
一クレッジ		
計時設備	1式	<u>1日当たり 15, 000円</u>

備考

- 1 個人利用の場合は、貸与しない。
- 2 興業を直接の目的とする場合は、貸与し

ない。
3 計時設備は、大会利用時の貸与する。

第9 多目的体育施設等 (略)

削る

第8 多目的体育施設等 (略)

別表 (第18条関係)

第9

<u>名称</u>
桑名市体育館
桑名市多度体育センター
桑名市九華公園野球場
桑名市大山田第四公園ソフトボール場
桑名市北部野球場
桑名市深谷野球場
桑名市多度アイリスパーク球場
桑名市立花公園テニスコート
桑名市大山田第二公園テニスコート
桑名市こばさか公園テニスコート
桑名市総合運動公園テニスコート
桑名市多度テニスコート
桑名市民プール
桑名市総合運動公園フットボール場
桑名市総合運動公園多目的運動広場
桑名市総合運動公園デイキャンプ場
桑名市大山田第二公園運動広場
桑名市星川公園運動広場
桑名市多度アイリスパークグラウンド
桑名市九華公園相撲場

議案第25号

桑名市水道事業給水条例の一部改正について

桑名市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月20日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市水道事業給水条例の一部を改正する条例

桑名市水道事業給水条例（平成16年桑名市条例第197号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。）が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置の工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

参考

(改正のあらまし)

災害その他非常の場合において、他の市町村長等の指定を受けた事業者が給水装置に関する工事を行うことができるようにするため、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 後	改 正 前
(工事の施行等) 第8条 工事は、管理者又は管理者が法第16条の 2第1項の規定により指定をした者（以下「指 定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、管理 者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年 法律第292号）第7条の規定により置かれた水 道事業の管理者を含む。）が法第16条の2第1 項の指定をした者が給水装置の工事を施行す る必要があると認めるとときは、この限りでな い。</u> 2～4 (略)	(工事の施行等) 第8条 工事は、管理者又は管理者が法第16条の 2第1項の規定により指定をした者（以下「指 定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> 2～4 (略)

議案第26号

桑名市下水道条例の一部改正について

桑名市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月20日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市下水道条例の一部を改正する条例

桑名市下水道条例（平成16年桑名市条例第156号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に排水設備等の工事を行わせる必要があると認めるとときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

参考

(改正のあらまし)

災害その他非常の場合において、他の市町村長等の指定を受けた事業者が排水設備等に関する工事を行うことができるようにするため、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第7条 排水設備等の新設等の工事(管理者が定める軽微な工事を除く。)は、排水設備等の工事に關し管理者が定める技能を有する者(以下「責任技術者」という。)が専属する業者として管理者が定めるところにより管理者が指定したもの(以下「指定工事店」という。)でなければ、行つてはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。)の指定を受けた者に排水設備等の工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第7条 排水設備等の新設等の工事(管理者が定める軽微な工事を除く。)は、排水設備等の工事に關し管理者が定める技能を有する者(以下「責任技術者」という。)が専属する業者として管理者が定めるところにより管理者が指定したもの(以下「指定工事店」という。)でなければ、行つてはならない。</p> <p>2 (略)</p>

議案第27号

財産の取得について

いなべ消防署の配備車両として、次のとおり財産を取得することについて、桑名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年桑名市条例第53号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月20日提出

桑名市長 伊藤徳宇

- | | |
|----------|--|
| 1 名 称 | 指揮車（支援車IV型） |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 21,010,000円 |
| 4 契約の相手方 | 三重県四日市市河原田町712
株式会社山口商会四日市営業所
営業所長 上前 拓也 |

参考

指揮車（支援車IV型）

開札年月日 令和7年11月28日

落札率 81.71%

業者名	入札価格	備考
株式会社モリタ東海桑名営業所 所長 小倉 浩之	19,730,000円	
株式会社山口商会四日市営業所 営業所長 上前 拓也	19,100,000円	落札

入札価格には消費税額を含まない。

議案第28号

桑名市指定金融機関の指定について

公金の収納及び支払の事務を取り扱う金融機関を次のとおり指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第235条第2項及び同法施行令(昭和22年政令第16号) 第168条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月20日提出

桑名市長 伊藤徳宇

1 指定金融機関 株式会社 大垣共立銀行

2 指 定 期 間 令和8年6月1日から令和10年5月31日まで

議案第29号

市道の廃止及び変更について

市道の路線を次のとおり廃止及び変更することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

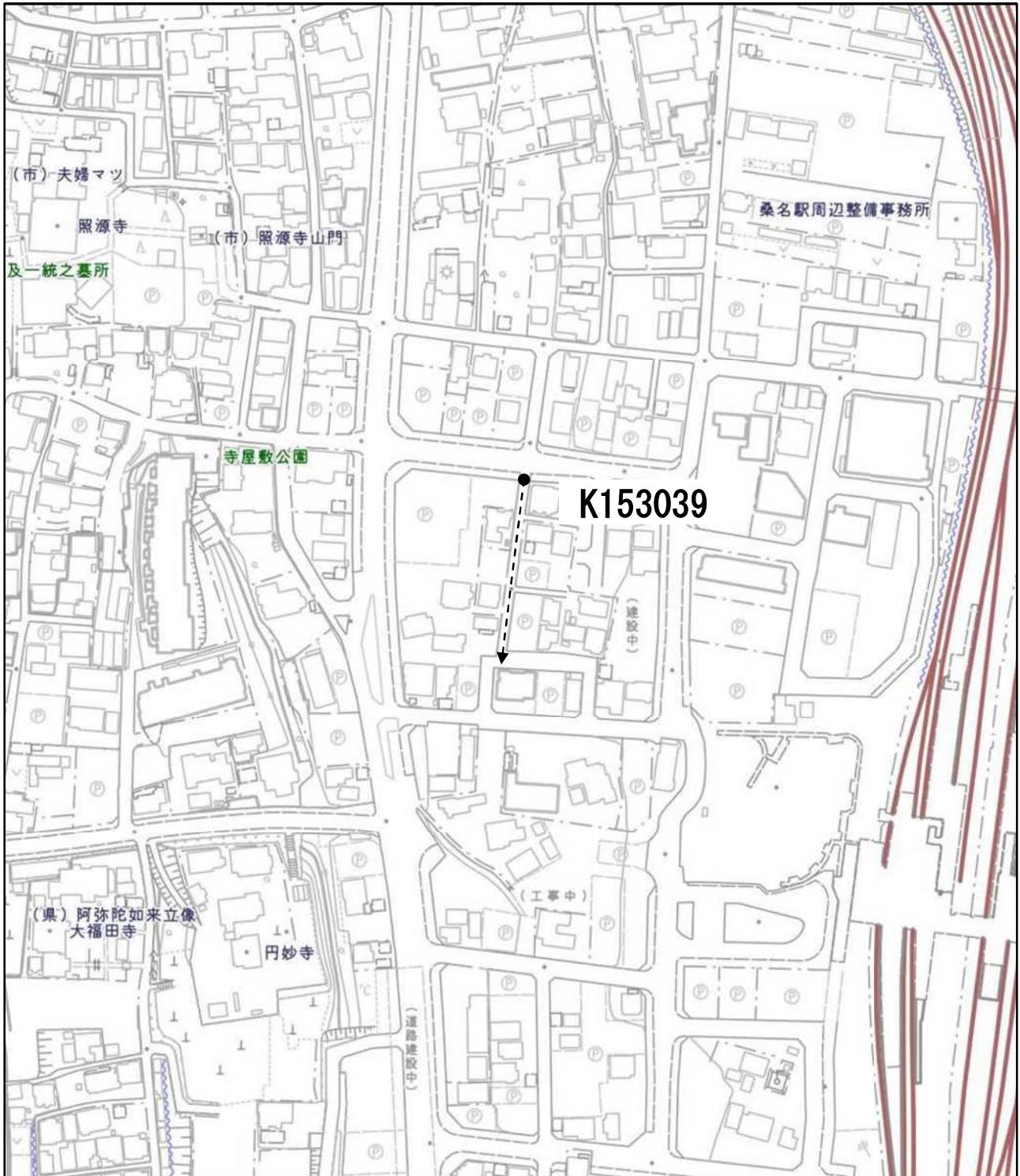
令和8年2月20日提出

桑名市長 伊藤徳宇

1 廃止する路線

路線番号	路線名	起点	重要な 経過地	延長(m)
		終点		幅員(m)
K153039	山之手門前通 1 号線	大字東方字打上田173番 1 地先		84. 4
		大字東方字打上田116番 1 地先		4. 2~4. 3

東方地区 廃止路線図



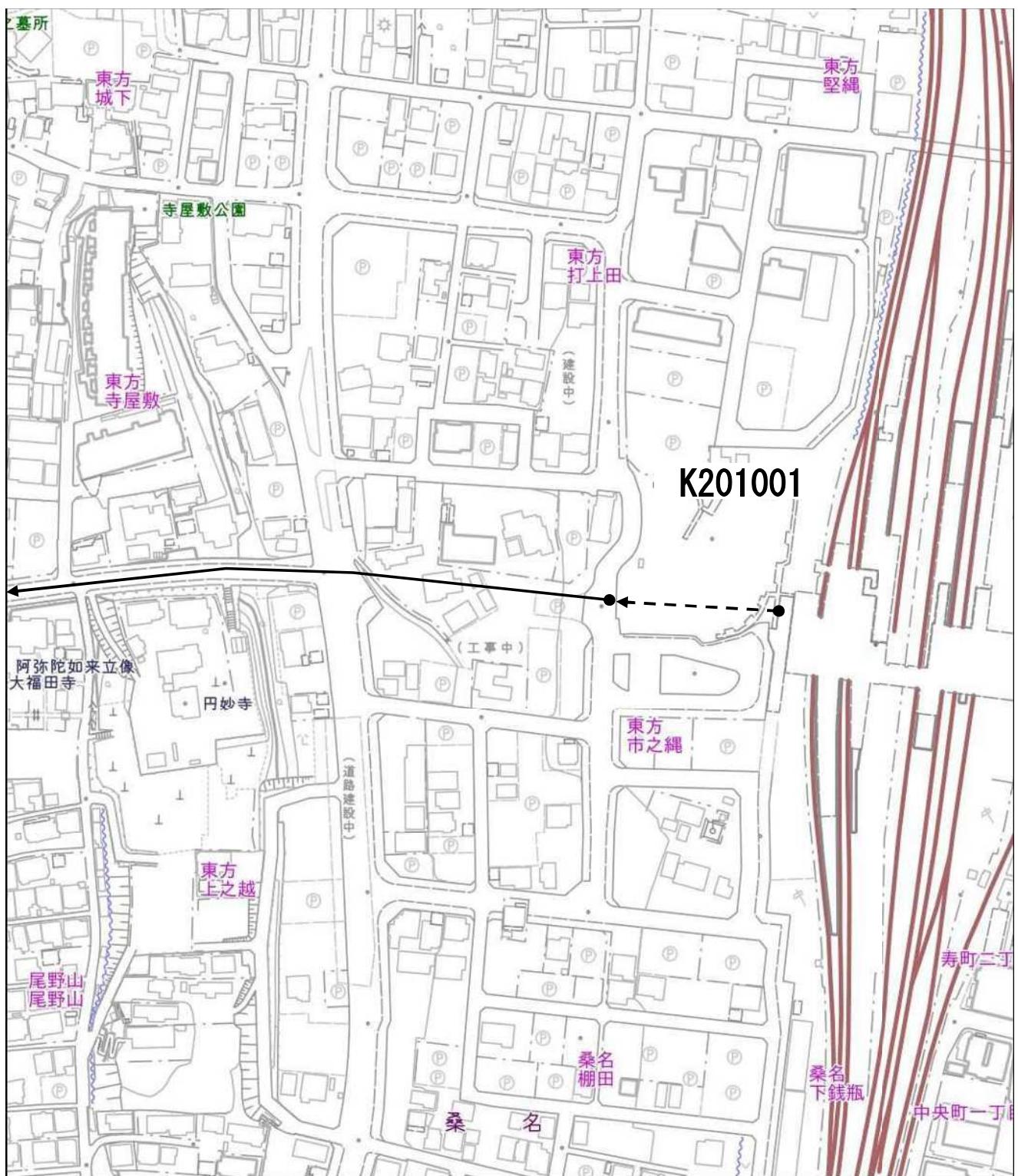
路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地	延長(m)
		終 点		
K153039	山之手門前通 1 号線	大字東方字打上田173番1地先		84.4
		大字東方字打上田116番1地先		4.2～4.3

凡例	
起点	●
終点	▲
廢止路線	---

2 変更する路線

路線番号	路線名	起点		重要な 経過地	延長(m)
			終点		幅員(m)
K201001	西桑名西方線	前	大字東方字市之繩50番地先		845. 9
			梅園通34番地先		11. 7～76. 1
	堀江山ノ手通線	後	大字東方字市之繩40番 2 地先		736. 6
			梅園通34番地先		11. 7～37. 3
K203004	堀江山ノ手通線	前	大字東方字打上田151番 4 地先		302. 2
			大字東方字城下1307番地先		2. 3～10. 1
		後	大字東方字寺屋敷1359番地先		27. 6
			大字東方字寺屋敷1355番 5 地先		2. 3

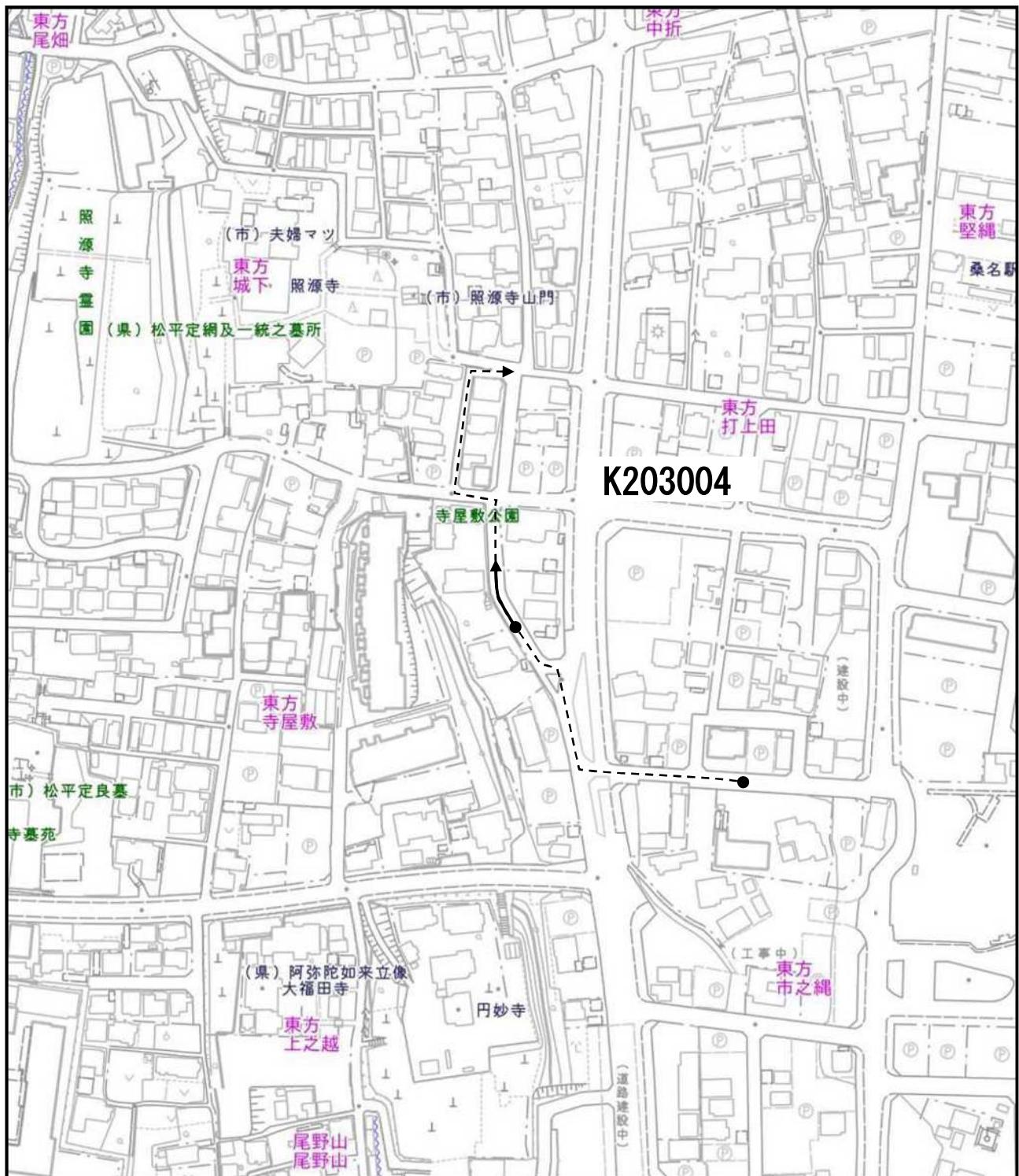
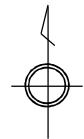
東方地区 路線変更図



路線を変更する区間

路線番号	路線名	起 点		重要な 経過地	延長(m)	幅員(m)	凡 例	
		終	点				起点	●
K201001	西桑名西方線	前	大字東方字市之縄50番地先		845.9		終点	▲
			梅園通34番地先		11.7~76.1		廃止区間	----
		後	大字東方字市之縄40番2地先		736.6		変更路線	■■■■
			梅園通34番地先		11.7~37.3			

東方地区 路線変更図



路線を変更する区間

路線番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地	延長(m)
K203004	堀江山ノ手通線	前	大字東方字打上田151番4地先		302.2
			大字東方字城下1307番地先		2.3~10.1
		後	大字東方字寺屋敷1359番地先		27.6
			大字東方字寺屋敷1355番5地先		2.3

凡 例	
起点	●
終点	▲
廢止区間	---
変更路線	——

議案第30号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次の施設の指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。

令和8年2月20日提出

桑名市長 伊藤徳宇

公の施設の名称	指定する団体	指定の期間
桑名市総合運動公園屋内プール	大阪市福島区福島6丁目8番16号 株式会社 アクアティック	令和8年10月1日から 令和28年9月30日まで

議案第31号

議決事項の変更について

令和7年桑名市議会第3回定例会において議決を経た議案第77号和解及び損害賠償額の決定についての一部を次のとおり変更するものとする。

令和8年2月20日提出

桑名市長 伊藤徳宇

3 損害賠償の額

市から相手方へ	269,501,100円
相手方から市へ	0円

参考

(変更の理由)

地方公共団体情報システム標準化事業の事業スケジュールの見直しに伴い、株式会社日立システムズ中部支社を相手方とする違約金の算定根拠に変更が生じたことから、違約金の額（283,782,147円）を14,281,047円減額し、既決の損害賠償の額を269,501,100円に変更するものであります。